

# 平成30年度京都府認知症介護実践者等養成研修 実施計画

## 1. 各研修の概要

|   | 研修名                   | 開催時期   | 募集時期                    | 受講申込みにあたっての留意事項  |
|---|-----------------------|--|-------------------------|--|
| 1 | 認知症介護基礎研修             | 1回目：平成30年7月<br>2回目：平成30年7月<br>3回目：平成30年10月<br>4回目：平成30年11月 | 1・2回目：募集終了<br>3・4回目：募集中 | 本研修は、平成23年度から平成27年度まで京都府が実施していた「認知症介護初任者研修」とは別の研修として位置付けるため、初任者研修修了者も積極的に受講されたい。 |
| 2 | 認知症介護実践者研修            | 1回目：平成30年5月<br>2回目：平成30年8月<br>3回目：平成30年12月                 | 1・2回目：募集終了<br>3回目：今回募集  | —  |
| 3 | 認知症介護実践リーダー研修         | 平成30年9月  | 募集終了                    | 2を修了後、1年以上経過していることが必要  |
| 4 | 認知症対応型サービス事業開設者研修     | 平成30年11月   | 今回募集                    | —  |
| 5 | 認知症対応型サービス事業管理者研修     | 平成31年1月  | 今回募集                    | 2の修了が必要  |
| 6 | 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 | 平成31年2月  | 今回募集                    | 2の修了が必要  |

## 2. その他注意事項

- ・ 地域密着型サービス事業所の指定及び代表者、管理者、計画作成担当者の変更の場合、4・5・6の研修の修了が要件となりますので、該当する事業所(開設予定を含む。)は受講にご留意ください。(該当事業所は、前もって市町村と密に連絡等をとってください。)
- ・ 短期利用型認知症対応型共同生活介護を実施する場合、3の研修修了者の配置が必要であることから、該当する事業所(開設予定を含む。)は受講にご留意ください。(該当事業所は、前もって市町村と密に連絡等をとってください。)
- ・ 京都市内の事業所は、京都市にお問い合わせください。